

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和6年度 可燃ごみ収集運搬（中島地区）業務委託																																				
履行場所	松山市中島地区																																				
委託の内容	<p>松山市一般廃棄物処理実施計画に基づき、中島地区のごみ集積場所へ排出された可燃ごみを日程表のとおり、西クリーンセンターまで収集運搬する。</p> <p>なお、離島で収集した可燃ごみは、中島リサイクルセンターに一時保管し、翌日以降、西クリーンセンターまで運搬する。</p> <p>また、中島リサイクルセンターに直接搬入され保管している可燃ごみについても、西クリーンセンターまで収集運搬する。</p>																																				
履行期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日																																				
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日																																				
契約金額	36,124,000 円				※単価契約の場合の単価																																
契約の相手方	住所	松山市小浜甲1101番地6																																			
	名称	愛媛観光有限会社																																			
選定理由	<p>中島地区では、離島で収集した可燃ごみを中島リサイクルセンターに集約し、一括して西クリーンセンターに運搬することで、業務の効率化を図っている。</p> <p>離島の可燃ごみを収集するに当たり、中島地区の業者であれば、本島・離島間の移動のみで足りるところ、松山地区の業者は、これに加えて、松山・本島間の移動が必要で、これに伴う人件費も大きくなり著しく不利になる。適正な競争を担保するため、中島地区の業者から選定する。</p> <p>中島地区の業者のうち、廃棄物処理（一般廃棄物収集運搬）に登録があり、かつ、本業務を履行する上で必要な塵芥収集車を有する業者は1者のみであるため、当該業者を選定するもの。</p>																																				
契約担当課	清掃課																																				
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号																																				

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。